令和６年度第１回　京丹後市男女共同参画審議会　会議録

１　開催日時

令和６年１０月１１日（金）　午後１時３０分～午後３時００分

２　開催場所

京丹後市役所　大宮庁舎　４階　第２・第３会議室

３　出 席 者

＜審議会委員＞

石田委員、稲葉委員、後川委員、大木委員、岡田委員、中山委員、藤原委員、
藤原委員、松尾委員、室田委員

＜事務局＞

市民環境部　　志水部長

市民課　　　　平林課長、堀補佐、稲川主任、河田主事

４　議　　題

（１）令和５年度及び令和６年度の主な取組について

（２）第２次京丹後市男女共同参画計画の進捗状況について

５　公開又は非公開の別

公開

６　傍聴人の人数

０人

７　要　　旨

以下のとおり

●定数報告

出席委員数は１０人／１５人。京丹後市男女共同参画条例施行規則第１４条第２項の規定により、本会議は成立する旨報告。

●委員委嘱

●市長あいさつ

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました中山でございます。

今日はこの男女共同参画審議会の第 1 回の会合ということで、お忙しい中、お集まりを賜りまして本当にありがとうございます。また今しがたは新たに委嘱もさせていただいて、引き続きの方を含め大変お世話になりますけども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、コロナが数年間大変社会を席巻したんですけどもご案内のとおり、社会的には概ね収まり終えつつある中で、いい意味の裏腹として、社会活動経済各活動を窮状に服しながら、同時に、さらに活性化をということで、地方創生の掛け声も新たに、再活性化に向けた取り組みが全国各地で、我々の町もそうなんですけど、始まってきてるということであります。その上でとても大切なのは、課題が非常に多いだけ

に、その中で何とか活性化をしていくということのためには、町の、地域の特色特徴というものをしっかりととらえた上で、そしてそこに軸足を置きながら、活性化を図っていくという視点も大切になってくるというふうに思うわけですけども、その上で、何かと思って考えると、我々の町は、歴史的に女性の活躍が秀でた町というか、女性の活躍で社会を支えてくださったことが、他の地域以上に多いんじゃないかなというふうに思います。女性の活躍、女性的な機能が秀でた地域であるんじゃないかなというふうに自分的には思っています。

そうであるがゆえに、これからの社会の活性化を図っていく上ではこの特色を生かしていく、男性とともに女性がさらに社会の中で安心して働けるような、活躍できるような環境を社会挙げて作っていくっていうことがとても大切だと、女性の活躍で地方創生を引っ張っていく、男性とともにそういうような社会づくりというのは、我々としてしていく、さらには、もちろん家庭の中にあっても男女がともに役割を分かち合って男女ともに一緒に子育てをしていく、そういうような家庭環境がつくれるような環境整備を我々としてしっかりとしていくということが、これが若い世代にとっての魅力になって、移住を後押しし、喫緊の課題である人口減少に対する対策にも繋がってくるということで、いろんな意味で女性の皆様の活躍を応援できるような社会環境を作っていくということが、他の町以上に我々にとっては、意味がある地域であるというふうに、感じているところであります。そういう意味で、男女共同参画審議会というのは非常に大きな役割をいただきながら、ご審議願う場かなというふうに思っているところでございます。

女性の委員の方もたくさんいらっしゃいます。

もちろん男性と女性がともに参画するということですので、男女問わずいろんな立場から、ご活躍できるような、課題というものをいろいろご意見賜りながら、ご審議いただいて、実り多い場としていきたいというふうに思いますので、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●委員の自己紹介

●事務局の自己紹介

●会長、副会長の選出

京丹後市男女共同参画条例施行規則第１３条第１項の規定により、岡田会長、中山副会長を選出。

●議事内容

会　長：　それでは議長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場からどうぞ忌憚のないご意見をお聞かせください。スムーズな議事の進行にご協力をよろしくお願いしたします。では、議事に入ります前に、会議録確認者２名を指名させていただきます。

●会議録確認者

大木委員、松尾委員

会　長：　それでは議事に入りたいと思います。本日の議事は、お手元の次第の通りです。条例第 17 条の規定に基づき、毎年度、男女共同参画推進に関する施策の実情、実態状況などを取りまとめ、ホームページなどにより、広く市民の皆さんに公表することになっておりますので、
本日は委員の皆様に実施状況についてご説明させていただきます。
最初に議事の１つ目。令和５年度及び令和６年度の主な動きと取り組みについて、事務局から説明をお願いいたします。

議事（１）令和５年度及び令和６年度の主な取組について　資料１

～令和５年度取組　事務局説明～

事務局：　はい一旦ここで、令和 5 年度の実績という形でのご説明で質疑応答があればお聞きさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

委　員：　すいません。細かいことを伺うことになると思うんですけれども。
一番初めの、女子中・高生向けのプログラミング講座なんですけど、女子高校生だけですか、親御さんも一緒に参加されてるんですかそれとも生徒さんだけですか。

事務局：　中・高生の女子生徒さんだけを対象にしてます。

委　員：　それは中学生ですか。高校生が多かったですか。

事務局：　実際は中学生が５人、高校生がいなかったんですね。日が悪くて、夏休みの最後にしたものですからちょっと高校の行事などに重なって、ほぼ中学生で小学生が実は入ってました。
やる気のある小学生でした。

委　員：　それと次の男性の育休取得促進事業ですけど、ここに書いてある人数はすべて男性のみですか。

事務局：　子育て世代のお金の話のセミナーに参加された方というのは男性だけではないです。
ご夫婦で推奨したところもありまして。男性のみ、奥さん、妻のみ、ご夫婦といういろんなバリエーションで参加いただいてます。

委　員：　その方々のアンケートっていうのはとられてますか。

事務局：　はい。アンケートは取っております。

委　員：　男性のアンケート結果っというのはどうだったんですか。

調べていただいてる間に、アンコンシャスバイアスの講座、もうこれ男女で 34 名ですよね。やっぱり女性の方が圧倒的に多いんですか。

事務局：　女性の方が圧倒的に多かったです。といいますのも私どもの人権と男女共同参画の大きなイベントの「みんなのつどい」というものをやってるんですが、その中で開催しまして、そこに参加している団体さんの多くが女性であったこと、それから、人権擁護委員さんも一緒に、協力体制を組んでやっていただいてるんですが、当時参加した方ではちょっと男性少なかったというか、あとはシャイな男性が多くて、途中まで参加されてたんですけども、ワークショップはちょっと恥ずかしいんで、ちょっということがありました。

委　員：　実は課題の１つです。これって半数ずつ参加してもらえるようになれば、もう少しこう意見の交換みたいなものもできていいんですけど、女性ばっかりだとやっぱり参加者男性が物が言いにくい雰囲気になっちゃうんですよね。だから何か男性をふやせるような方策を考えていただけるといいのかなというふうに思いました。

それとデートＤＶ防止についても、中学校によって２年生と３年生と異なってるようですけど、これは何らかの意味があるんですか。それとも学校との調整でこういうことになった。ていうことですかね。

事務局：　まずデートＤＶのご回答ですが、学校にお任せしてます。日程が大体 11 月末から年明けにかけて、学校が調整するんですけれども、3 学期に行うところは、もう 3 学期なので、2 年生で行うところが多いです。11 月、12 月に行われてるところは、3 年生が多いような状況です。ただあとはそれまでの開催状況にもよって、ずっと 2 年生だったのでもうそれを変えられないとか、そんなことは言われております。

委　員：　これもアンケートはとられてるんですかね。

事務所：　とっております。ただ、令和 4 年度は男女別に集計したんですけれども、学校との話し合いで、男女別っていうのはあんまり気にしないと言われて、令和 5 年度は、男女別っていうものは特に集計としてはとらなかったんです。ただ、やろうと思えば、男性か女性か、回答しないと聞いていますので、分けて、確認することは可能です。報告上はしてないです。

委　員：　概ね良好ですか。

事務局：　反応は概ね良好です。多くの方が特に 2 年生を中心に知らなかったことが多いですので、言葉も初めて知ったという方も多いですし、ちょうど 2 年生から 3 年生ですと、恋愛とか、そういったものに差が出てくる、興味にも個人差がありますので、そういう点ではものすごく照れ臭くしている生徒さんもいる一方で、興味津々で聞いてくれたり、そんな雰囲気があります。

委　員：　これはどなたが講師になってらっしゃるんですか。

事務局：　講師は職員で、私と、去年はまたもう１人職員とペアでやっておりました。

委　員：　デートＤＶの話っていうのは、それを受ける学生さんたちとか生徒さんたちが、それこそシャイになったりとか、もうほとんど聞いてないとか、全然知らなかったって言うんだとか、僕に関係ないよっていうのまで、すごくいろいろだって聞くんですよね。

　だから講師がどういうふうにそれを伝えていくかっていうことをものすごく勉強しないといけないので難しいっていうような話を、京都市の中でも聞いたことがあるので、ちょっと気になったので伺いました。

　それから、高校も一緒ですね。１年生ということで。

事務局：　先ほどのハンドブックセミナー活用セミナーのアンケートなんですが記述部分でのご紹介でよろしいでしょうかね。

　感想程度なんですが、まず参加された理由を聞いてみましたが、夫婦の会議っていう点から面白いなと思って参加した、将来、お金がどのぐらいかかるか不安だったので参加した、だとか、やっぱりお金が不安っていうことで参加された方が、一番多かったと思います。

　あとは日頃から夫婦で話し合うことが大切なんだなと思ったとか、プラン表を作って、イメージできたっていうようなことを、いろいろご感想をいただいております。

委　員：　特にシングルの方の参加もなくって、そういう方も参加してらっしゃるんですか。
それともご夫婦で考えましょうということが主題なんですか。

事務局：　今回はご夫婦でというのが主でした。

委　員：　多くの場合、シングルマザー、っていうのが社会的に大きな問題なんですよね。
そういう方がこの京丹後市にどのくらいいらっしゃるのか私は全然わかりませんけれども、そういう方々をサポートするっていう意味でも、シングルの方を対象として、どんな支援システムがあるかっていうことをしっかり理解してもらった上で、何を考えていく必要があるのかっていうことをお伝えする、ということは、やっぱり重要かなと思うんですよね。
それこそＤＶに繋がるようなところもあるでしょうから。考えてみてください。

～令和６年度事業予定と進捗　事務局説明～

委　員：　質問ですが、先ほどの２ページのところ、相談支援事業で、カウンセラーによる女性相談、年 12 回、令和６年度は予定として 10 回というのは何がどう違うんですか。2 回減るっていうことですか。

事務局：　例年、各月やっておりましたが、令和６年度は８月と 12 月、さかのぼって一、二年、相談の実績がなかった。月を減らすことにしました。1 回に枠が３枠なんですけれども、それが全部埋まるということが、今のところ、令和６年度はないですね。

ただ同時に一応女性専用ダイヤルということで、職員が対応するダイヤルを設けてるのと、もし来所されましたら、職員が窓口になって相談を受けるという体制をとっております。

委　員：　相談件数自身は増えていっていないんですか。すごく増えていってるような気がするんですけれども、それが増えていかないってことは、言い換えたら、もしかしたらいい兆候なのかもしれないし、困っちゃってるっていう悪い兆候なのかもしれないんですけど。その辺はどうなんですかね。

事務局：　説明の重点目標の中にも出てくるんですけれども、ここ数年、ご指摘の通り、相談件数は増えております。大体数件ずつ増えておりますので、必ずしも良好だとは言えない状況ではある中で、相談の回数を減らしてるんですが、一方で電話とか、そういったもので対応している部分もあります。

委　員：　相談は受け付けてらっしゃらないんですかね。1日3件っていうのは、対面が3件でそれ以外に電話というのは別にあったり、メールとかっていうのも、対応されてるんですか。

事務局：　京丹後市では対面の専門のフェミニストカウンセラーによる女性相談が約月1回の3枠ということと、電話相談とか、来所相談というのは、平日、来庁していただける開館してる間は、いつでも受け付けております。毎日ですね土日祝を除く毎日です。

委　員：　今は数が増えていってますかものすごく。

事務局：　波がありまして、合計するとそこまで差が出ないんですけれども、例えば今年で言いますと、実は上半期というか6月から7、8月にかけては、割と電話相談が多かったです。

　ただそれは必ずしもＤＶというよりかは、いろいろです。人間関係であるとか、お子様のことであるとか、ただ、その中で、ちょっとＤＶっぽいものがあったんですが小さなお子様がいたので、子育て支援課と連携して対応したケースもありました。

委　員：　そういうものをケースで分けて集計したりとか、例えば1人だけが何回も何回も相談してるのか、それとも実質の人数として何名なのかっていうの、集計はされてるんですよね、継続的に。

事務局：　しております。ただその電話がどうしても匿名、必ずしも名前は言ってもらえなくて、対応した者が、同じ声だなとか、内容によって把握してるようなものですので、人によっては複数ある、去年は特にですね、同じ方が複数相談にきてる、電話があったということは、わかってますが、今年は割と皆さん違う方が、いろんなバリエーションでご相談に来てるような状況です。

委　員：　受け皿になるといいですよね。

議　長：　他にございませんでしょうか。
次の、議事に進みたいと思います。
２つ目の議事、第二次男女共同参画計画の進捗状況について。
これも事務局からお願いいたします。

議事（２）第２次京丹後市男女共同参画計画の進捗状況について

資料１　参考資料１　参考資料２

～事務局説明～

議　長：　今の説明についてご質問などありましたら、出していただきたいと思います。

委　員：　最後の基本方針の４で、女性のための相談室ですけど、これって、男性のための相談室はどう考えられてらっしゃるんですかね。国のレベルでも、地方でも、男性のためのっていうのが非常に最近言われてて、男性にも、やっぱり相談したいことはいくらでもあるし、ＤＶだって、女性だけが受けてるもんではなくて、男性が受けてるような、無視であるとかね。いろんなＤＶは家庭内にはあり得るんですよね。だからそういうときに男性が相談する窓口がない、というのはよくないんじゃないか。という観点と同時に、じゃあその相談相手になるのが女性なのか。男性のカウンセラーとかということも含めて、土地柄っていうのもあって、違うのかもしれませんけど、その点やっぱり考えておく必要があるんじゃないかなっていうふうに、思いましたが、いかがですか。

事務局：　私どもの課題でもあるんですけれども、女性相談専用ダイヤルってなっていると男性はもちろんそこからかけづらいっていうのはあるんですけれども、誰でも相談は受けさせていただいてます。ただ、内容によって、ご指摘の通り、今対応してる職員が女性だけですので、それがふさわしくない場合には、例えば市内であれば、寄り添い総合サポートセンターというのがあるので、そこは男性の職員も多くいますので、そこにつなげたいということと、あとは府の方の事業でやっている男性相談というものを今年大々的にパンフレットができておりますので、そちらの電話を紹介しているような状況です。
実際今年対面の相談の方に、そういった相談が、女性の方のご家族から、その男性の家族が暴力というか、ＤＶとかその、受けているっていうことを相談にこられたケースが在りましたので、府の方の電話番号を教えてつなげているところです。

委　員：　ホームページとかにも広報したりもしてらっしゃるんですか。男性の相談も受け付けますよっていうふうに、何となくそういうものがみんなに広がるように特にどこに相談していいかわからないっていうのを 0%にしようっていうんであれば、男性に対しても、同じような対応がとられるべきだと思いましたのでちょっとそこ気になりました。

委　員：　今、ご意見、暴力というのは、以前ありました。これこの場所でだったかちょっと男性への

その理由、男性が受けてる場合、そういう相談窓口はないですかというのを何年か前に、聞いたことがあると思うんですけど暴力というか言葉の暴力だったりとか、そういうのは本当に男性の方も、受けておられます。男女共同参画なんで、男性女性いうことでなくて、男性の方でも弱い方もおられますし、女性だけが被害者というのが、何か、おかしいかなというのは思ってます。

それから先ほど 5 ページの方で男性の育児休暇の方なんですけども、これは一般企業の方の報告は全然ないですか。今ここに挙げておられるのは、市の職員さんの言うことでね。一般の企業の方は、なかなか取りにくい。人がいないとか、休めないという状況が結構あると思うんですけども、やっぱり市だけでなくて民間の方のもうちょっと、聞いてあげたらいいかなというようなことも思ったりします。

本当に男性のためのＤＶの相談窓口は必要ではないかなというふうに思いますのでまたよろしく検討していただけたらと思います。

委　員：　おそらく、男性の育休というのは中小企業で統計を取るのはとても難しいんですよね。大手は義務づけられてるので、統計を公表しています。だからどこまでできるのかっていうの多分難しいんでしょうねとは思いますけど、大阪を見てると、男性の育休進んでるんです、小さいところの方が。だから、必ずしも男性が、取れないっていうわけではなくておそらくその職場の雰囲気、っていうのが大きいので、できるだけ職場の雰囲気が変えられるような、何か研修会でもいいですし、何でもいいですけど、なんかそういうものがあるといいなと思います。

事務局：　先ほどのご指摘ですが、令和 4 年度から育休に関する事業者アンケートをとっておりまして、先ほども説明の流れで話をしてしまったんですが、令和 3 年度、令和 4 年度の育休の人数を調査しております。回答していただいた事業所の中で、いわゆるその育休対象になるような年代の従業員がいる事業所の数が令和 3 年度 20 でした。そしてその対象人数が 57 人いたのですが、そのうち実際に育休を取得したのが、令和 3 年度で 5 名。それが 8.8%というのが先ほど報告した数です。

令和 4 年度につきましては、対象になる事業所数は同じく 20 なんですけれども、その対象人数が 50 名でして、7 名の取得者がいたという実態調査の結果が出ています。1 人増えると、パーセンテージがかなり上がるんですが令和 4 年度はその結果 14.0%になりまして、割合上は上がっているように見えると、我々も京丹後市の事業所は、7 割以上がいわゆる中小企業、もっと言うと 5 名以上の、事業所っていうのが、かなり少ないんですね。その方たちに全部行き渡ってない状態でこのぐらい、もしくは本当にこのぐらいが、対象の事業所数なのかなと思って、割と拾ったのだろうと思っているんですけれども、細かなヒアリングをしてみますと、小さな中小企業の方たちも意識が高くなってるのは事実でして、従業員数がそんな何百人もいるようなところではなく、10 人から 20 人のような、会社さんでも、1 年間の取得をする従業員がいます、とか、そういったものがじわじわ広がっている状況だというのは、肌感覚ですけれども、あります。

令和５年度では、この育休ハンドブックの活用セミナーの中で、事業所向けというものを行ってます。具体的に申し上げますと、実際に男性の育休取得者がいた市内の事業所、３つの会社に登壇いただきまして、経営者の方もいましたし、当事者、実際取得した方にも登壇してもらって、どんなふうに取ったかとかどうやって報告したかとか取ってみてどうだったかとか、それから経営者側ではどういうふうにさせたいとか、そういったことを生の声を話すようなセミナーを行いました。

このセミナーは市役所職員の主に管理職の方たちにも研修として参加してもらって、いろんなご意見をもらっております。例えば、先ほど稲葉先生も言いましたが、風土がとにかく大事だなと思ったとか、男性育休の有用性というものが再認識できた。それから積極的に、市内の事業所でも積極的に進めてる会社があるってことはすごく嬉しいとか、そういった感想を寄せてもらいました。

でもなかなか、多くの方にまだ参加にまで至ってないっていうところが、私たちもこれからどうしようという課題の１つでして、これはさかのぼって４年度にも、事業所向けには、従業員向け、経営者向けと、いろんな角度で進めていた経緯がありますが、現状はこんな形で終わっているというような状況です。

会　長：　よろしいでしょうか。

他に皆さんご意見とかご質問がありましたら、いかがでしょうか。

委　員：　この参考資料についても伺っていいですか。

まだこれから、説明されるんですか。参考資料も、これ、いいんですね。

そしたら伺いたいんですけど。まず１つ目、パンフレットなんですけど、これは、計画の期間の中で、１回作ってそれを配布する。次年度に次期の計画に向けて作って、次また配布するっていうふうな理解でいいんですか。ここ、年間内部何回配布したとか、増刷したとかなんですけど、作成するっていうのは、令和７年度目標で１冊新しく。作る、或いは作り直す。令和７年度目標には配布は書いてないんですよね。年間１冊、これどうするのかっていうのがちょっと。ここ作成・配布って書いてあるんですけどタイトルは、私意味がよくわからなかったので、何を令和７年度はするのかな。ていうのが１つ目です。

平成27年策定時、年間１冊をって書いてあるだけでそれが、年間２冊作成した。

それを次年度から、配布していった。それで、次年度が、新しい期が変わるときに、また１冊新しく作って、というふうな理解ですかね。

事務局：　この策定時に、１年間で一気につくれないっていうことで、１年ずつ、対象を分けて、後で見本もまわしていきたいんですけれども、小学校１年生向けと、小学校４年生向けと中学校１年生向けと中学生のデートＤＶ向けっていうものが具体的にはあるんですけれども、これを策定時に一気にはつくれてなくて、１冊ずつ作っていって、最終ではもう４、３年度にはもう４冊そろった。それを配布続けてると。それで、適宜、少なくなって配れなくなったら増刷を続けているというような認識です。

委　員：　この令和７年度の目標の年間１冊というのが、配布がなく、これで、いうことは。

事務局：　策定時 27 年度、年間印刷これは、第二次の計画に沿った冊子を１冊ということで、今度は令和７年度に第三次の計画を策定予定としていますので、その時に１冊分ということです。

委　員：　そういうことなんですね。ここのときには配布はしないのかできないのか、過去にあったものをまだ、それぞれには配布は継続しつつ、第三次向けというのは別なんですかね。

事務局：　中身はその都度リニューアルしながら、いっぺんにしたものを配るんではなくて、令和４年度、見直しを行っていました。

委　員：　令和４年度１冊作成、令和５年度も１冊作成と書いてあるんですけど、配布も書いてあるんですけど、令和 7 年度はこれずっと流れていくんだったら、作成と配布も流れていかないといけないんじゃないかなと思って。第三次になった途端に配布はなし。
ちょっと書き方も、ちょっと表現の仕方も含めてちょっと、ちょっと考えてみてください。

事務局：　はい、工夫させていただきます。

委　員：　ありがとうございます。それと５番目。
これの数なんですけど、策定時は 21 部局中、21 部局あったんですね。下が目標なので、ところが実際は 19 部局中というのは、部局の数が減ったんですか。何か再編があって、19 部局に２部局減ったんだとすれば、なぜ、19 分の 9、が、３分の１が○であれば、19 分の９は○ですよね。その次も、令和５年度の 19 分の６は駄目だけど、だからこの部局の数、と表記はどうなってるんですかね。

事務局：　ご指摘の通りです。訂正させていただきます。

委　員：　11 番私全然よくわからなくて調べて、家族経営協定の締結農家数って書いてあるこの内容はわかったんですが、ここの８戸っていう、これ新規が毎年８戸なり 10 戸なり、新規がどれだけ生まれって言ったか、というふうに見ればいいのか。だから、平成 27 年は、９戸がすでに締結されていた。その次は、さらに８戸が参加してくれたらいいなと思ってて８戸、というふうに見ていくんですか。

委　員：　今日の参加の立場ではなく、市の農業担当として、私の方から説明させていただきます。
これは各累計ではなくて、この年に継続して、何戸が、締結されているかを推移したものでございます。
　実際には、制定時、平成 27 年が９戸あったのが、はい、８戸に減ってしまった。減ったり

増えたり、出入りがありまして、9戸だったら8戸だったりそれが15に増やしていきたいなというのが、原課の思いです。

委　員：　そういうことですか。これって減るっていうことはやっぱり継承できる家族がいなくなったとか。

委　員：　いろんなことあるんだと思いますけど、デメリットの中にあったケースとしましては、企業ではなくて、個人経営の中で、お父さんとお母さんの農業の役割を明文化しようというものなんですが、発展的に法人化されまして、例えばお父さんが代表取締役、お母さんが副社長のようなことで、家族経営協定がなくなってという減りがありまして。

委　員：　それが法人化できたから。

委　員：　そうですね。はい。何もなく解消というのは特にございません。

委　員：　ネット上に書かれてるデメリットというのは必ずしも、頻繁に起こるようなことはないと思ってます。

委　員：　わかりましたそれで安心しました。

ホームのところ、18番ですけど。これも、7ヶ所であったのが9ヶ所でしたけど、したかったけども7ヶ所のまんま。令和5年度は9ヶ所、11ヶ所に増えた。さらに令和6年度は13ヶ所に増やし、さらに2ヶ所増やしたいというふうに見ていけばいいんですかね。

これもまた私はホームページで調べてみたら、ホームページ上には8ヶ所しか出てないんです。だからこの18ヶ所しかないのに、11ヶ所残りの3ヶ所はどこ行ってしまったんだろう。というのと同時にホームページ上に載ってるのは、この規模感が違って、一定の規模がないところは出てないとするんであれば、それはそういうことなのかなと。

グループホームの定義は何かということも調べてみたら、1組織当たり9名の定員を上限とする。それ以上はもうグループホームではないと、そこまではケアできないからっていうふうな規定が書いてあったんですけど。これは、その差8ヶ所と11ヶ所の差は何だったのかなと。もう1つ、グループホームってとても重要だと思うんですけども、自分でいろんなことができて、ある程度それをサポートする人たちがいるっていうのがグループホームですよね。

ほとんど満杯の状況ですよね。おそらくどこの市町村も、確かに増やしてはいかないといけないところにはあるけども、それを担ってくださる方々、どうして増やしていくのか、というのも同時に考えないといけませんよね。それをする企業にしても、その人材にしても、だからこういう目標を立てるときに、その辺はどの程度考慮されてるのかなと。

事務局：　こちら担当部局はまた違うことですので、詳細までわからないということでございます。

今、ご指摘いただきました8ヶ所から11ヶ所ちょっと違うということですので、その辺はま

た改めまして担当課の方にも確認をさせていただいて、またご説明をさせてもらえたらと思っております。

あとおっしゃる通り、この施設を増やしていく上ではそういった土台となるような方々が必要だということでございますので、もちろん重々担当課の方も踏まえた上で増やしていきたいという思いの中で、今も事業をしているということでございますので、それも含めて、目標を立てながらやっていきたいという思いはあるということでご理解いただけたらと思います。

委　員：　連動してて、非常に難しいところだとは思うんですけど。

事務局：　やっぱり人員っていうのは、本当に難しい問題でもあるということは、重々わかっておりますし、まだ課題であるということにも認識をしているということです。

委　員：　費用の件もね。

事務局：　もちろんそうですね。

議　長：　ありがとうございます。他に皆さんのご質問やご意見がありましたら、いかがでしょうか。

委　員：　啓発冊子は、いつ誰に渡しているのですかね。一人１冊配布なら、家で親と一緒に見ながら勉強できるのに。見たことないですね。

事務局：　その年、対象の学年全員に渡していくような感じです。

委　員：　いや、結構見守りとかしてるのですが、見せてもらったことがないです。

事務局：　その件につきましては学校の保健の先生たちからも１つ課題だと言われておりまして、特にデートＤＶに関するものは、今私どもで講演をやってるのでその時に配ることにしています。それ以外も、機械的に年度始めに送るとか、そういうことをしていたために保健の先生たちに伝わってないことが結構あったそうなんです。それはよくないし、活用できないということだったので、人権や性教育の学習を年間で、この時期にやるというのはある程度学校さんは決まってまして、大体 11 月ぐらいが多いんだそうです。なのでそれに合わせて保健室に送ってくださいと、去年、指示があって、それもいろいろ話し合いがあった結果、そんなふうに言われてますので、今年の子にはまだ手元に届いていないんですけれども、学校さんもそういう機会よりもっとそれ以前だったのだと思います。先生がパーッと配って終わってたようなところがあったみたいですので、きちんと意味を持たせて、学びながら、やっていくことと委員がおっしゃった通り、家でもそれを見るような指導ということもちょっと加えて、活用方法に入れていきたいと思っております。

会　長：　去年の峰山中に行かれたのを一緒に聞かせていただきましたけど、中学生によくわかるように、職員さんがスライドも入れて、上手に指導、説明されましたのには、感心しておりました。

委　員：　デートＤＶのその前に、おそらく性教育をうまく取り入れていく必要があるとは思うんですよね。そうすることによってそのデートＤＶに対する理解っていうのも、もうちょっと深まるんじゃないかなっていうふうに思います。そうであれば初めて聞く言葉だったっていうのも、おそらくなくなるんじゃないかなっていうのあるので考えてみてください。

事務局：　学校によってはそういう段階を踏んだそういう月間じゃないんですけれども、前の週に１回目の授業、2 回目でこのデートＤＶっていうふうにしてもらってるような学校も増えてきております。

会　長：　ありがとうございます。

いかがでしょうか皆さん、ご意見ございませんでしょうか。

そうでしたら、時間的にはよろしいでしょうか。

大体出尽くしたようですので、それでは、終わりの挨拶でよろしくお願いいたします。

事務局：　審議について、いろいろなご意見本当にありがとうございます。

ご指摘いただきましたご意見でありますとか、それにつきましては今後の男女共同参画の計画におきまして、施策の推進に生かしていきたいというふうに考えております。

　審議会ですけれども今年度につきましては今回１回と考えております。

ただ会自体は今日で一旦は締させていただきますけれども、今日お渡しさせていただいている資料、或いは５年度の事業の実績でありましたり、あと６年度の実施、現状やっている事業を説明させていただいておりますので、今日なかなかご意見もちょっと言えなかったということがございましたら、また事務局の方に、ご連絡いただければご意見として、しっかりと承りながら今後の事業の方に活用していきたいと思っておりますので、遠慮せずにどんどんご意見の方をいただけたらと思っております。

　また、あわせまして今、男女共同参画社会づくりのための市民意識調査ということでアンケート調査の方の実施もさせていただいております。ホームページの方を開いていただきますと、そこからアンケートフォームの方に入るようになりますので、携帯とかで見ていただけたら、そのままアンケートフォームに入っていくというような形になっておりますので、ぜひともご意見の方を言っていただけたらと思っておりますので、またご知り合いの方にも、また団体の方にも広く、この点につきましていろんな意見がいただけたらそれだけ次回の計画にも反映できるのかと考えておりますので、たくさんのご意見をいただけたらというふうに思っておりますので、ご協力を願えたらと思っております。よろしくお願いいたします。

　また来年度、令和７年度でございますけれども、第三次の京丹後市男女共同参画計画の新たな策定年度となっております。今年度につきましては本日の会のみとなっていますが、来年

度は審議会の方へ諮問をさせていただきまして、皆さんのご意見をいただきながら計画の策定を作成、決定を行っていきたいと考えておりますので、ご多忙のこととは存じますけれども、またご出席の方を賜りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それは、本日の審議会の方はこれにて終了させていただきたいと思います。

●閉会